

包括外部監査人 公認会計士 高橋浩彦
(連絡先)
新日本有限責任監査法人 岐阜事務所
〒500-8856
岐阜市橋本町二丁目8番地濃飛ニッセイビル8階
Tel 058 253 8856 Fax 058 253 8841
E-mail takahashi-hrhk@shinnihon.or.jp

平成 24 年度

包括外部監査の結果報告書の概要

学校教育に係る事務の執行及び運営管理について

岐阜県包括外部監査人
公認会計士 高橋 浩彦

目次

平成 24 年度 岐阜県包括外部監査結果報告書の概要	1
第 1. 監査の概要	1
1. 選定した特定の事件	1
2. 監査対象機関	1
3. 監査実施期間	1
4. 事件を選定した理由	2
5. 監査の要点	2
6. 監査の結果、指摘事項及び意見の件数	3
第 2. 主な指摘及び意見	4
1. 岐阜県教育委員会及び教育事務所に関する事項	4
2. 県立高等学校及び特別支援学校の収入事務等に関する事項	12
3. 県立高等学校及び特別支援学校の支出事務等に関する事項	24
4. 県立高等学校及び特別支援学校の物品管理に関する事項	25
【補足事項】 私費への指摘・意見に対する包括外部監査人の考え	28

平成 24 年度 岐阜県包括外部監査結果報告書の概要

第1. 監査の概要

1. 選定した特定の事件

学校教育に係る事務の執行及び運営管理について

2. 監査対象機関

県立学校 高等学校（11校）、特別支援学校（2校）

岐阜商業高等学校

多治見工業高等学校

大垣特別支援学校

岐阜農林高等学校

岐阜高等学校

岐阜工業高等学校

東濃フロンティア高等学校

益田清風高等学校

飛騨高山高等学校

郡上高等学校

大垣桜高等学校

可茂特別支援学校

中津高等学校

(往査順に記載)

教育委員会事務局 教育総務課、教育財務課、教職員課、教育研修課、学校支援課、特別支援教育課、社会教育文化課、スポーツ健康課及び教育事務所（西濃）

※なお、校舎として使用しなくなった下記の2校舎について現地往査を実施した。

- ・ 旧県立岐阜藍川高等学校(県立岐阜城北高等学校旧藍川校舎)
- ・ 旧県立恵那北高等学校(県立中津高等学校旧恵那北校舎)

3. 監査実施期間

平成 24 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 19 日まで

4. 事件を選定した理由

岐阜県は人口減少など大きな時代変化に直面するなか、希望と誇りの持てるふるさと岐阜県づくりを目指し、長期的に取り組むべき政策として「岐阜県長期構想」（計画期間：平成 21 年度から平成 30 年度）を県民に提示している。この「岐阜県長期構想」では、岐阜県の未来を担う子どもたちを、「自立力」「共生力」「自己実現力」をバランスよく持った、地域社会の一員として考え行動できる「地域社会人」に育てることを重点プロジェクトとして掲げています。また、岐阜県の教育が目指す基本的な方向や具体的施策を「岐阜県教育ビジョン」（計画期間：平成 21 年度から平成 25 年度）で明らかにし、「きめ細かな教育の推進」「優秀な教員の資質の向上」「安心して学べる教育環境づくり」「地域の特色を生かした活力ある学校づくり」「学校種間の連携」「家庭教育の支援」「社会全体で子どもたちをはぐくむ教育コミュニティづくり」を重点目標とし、確かな教育力をもつ学校づくりを進めている。

しかし、岐阜県の中学校卒業生の約 98%が高等学校に進学するものの、小・中学校の児童生徒数は、平成 47 年には、平成 17 年のほぼ半数になると予測されている。この生徒数の著しい減少は、学校の統廃合や定員割れ、現在の設置学科の維持や多様な教育の編制を困難にするなど、岐阜県の目指す学校運営に大きな問題をもたらす可能性がある。また、岐阜県の財政的な余裕は縮小しており、かつての右肩上がりの時代とは異なる考え方で政策が求められている。

よって、岐阜県の未来を担う子どもたちをはぐくむ教育を推進する上で、学校教育に係る事務が、関係諸法令に従い適法・適切かつ効率的に実施されていることを検証することは有意義であり、また、限られた財源が本格的な人口減少など時代の変化に見合った政策に活用されるよう、監査テーマとして選定した。

5. 監査の要点

- (1) 教職員等の人件費に関する事務の執行は、関係法規等に準拠し適切に行われているか。
- (2) 入札及び随意契約に関する事務の執行は、関係法規等に準拠し適切に行われているか。
- (3) 教育財産の取得及び維持管理は、関係法規等に準拠し適切に行われているか、また、有用に活用されているか。
- (4) 学校徴収金及び団体徴収金（PTA 会費等）の金銭の徴収及び管理は適切に行われているか。
- (5) 情報セキュリティ対策は、関係法規等に準拠し適切に行われているか。
- (6) 教育委員会事務局関係各課の業務は適切に行われているか。

6. 監査の結果、指摘事項及び意見の件数

(単位:件)

	指摘	意見
1.岐阜県教育委員会及び教育事務所に関する事項	6	13
2.県立高等学校及び特別支援学校の収入事務等に関する事項	24	8
3.県立高等学校及び特別支援学校の支出事務等に関する事項	2	6
4.県立高等学校及び特別支援学校の物品管理に関する事項	33	16
合計	65	43

第2. 主な指摘及び意見

1. 岐阜県教育委員会及び教育事務所に関する事項

1. 校舎として利用しなくなった学校施設の今後の利用計画について(指摘)(本稿 P.110)

「生徒いきいきプラン」により、平成15年以降統合を行い校舎として利用しなくなった高等学校について、岐阜県教育総務課は今後の利用方針について検討している。

上記プランにより校舎として利用しなくなった高等学校は全部で10校あるが、このうち、監査日現在、今後の利用方法について具体的に決定していない高等学校が存在する。

校舎として利用しなくなった高等学校のその後の状況については、以下のとおりである。

■校舎として利用しなくなった高等学校のその後の状況

校舎として利用されなくなった時期	学校名	校地面積	現在の跡地利用状況及び今後の活用策
平成18年3月	岐陽高等学校	45,391㎡	①
平成19年3月	岐阜女子商業高等学校	21,279㎡	②
平成19年3月	海津北高等学校	37,207㎡	③
平成19年3月	益田南高等学校	36,056㎡	④
平成21年3月	岩村高等学校	24,513㎡	⑤
平成18年3月	岐阜藍川高等学校	46,826㎡	⑥
平成18年3月	中濃高等学校	30,904㎡	⑦
平成19年3月	養老女子商業高等学校	24,887㎡	⑧
平成21年3月	白川高等学校	57,249㎡	⑨
平成21年3月	恵那北高等学校	45,625㎡	⑩

- ① 平成20年4月に岐阜本巣特別支援学校を開校している。
- ② 平成20年度に各務原市所有地と等価交換方式で譲渡し、校舎は隣接する那加第一小学校の教室として使用している。
- ③ 平成20年4月に海津特別支援学校を開校している。また、海津市学校給食センターの敷地として、校地の一部(約5,000㎡)を使用貸借している。
- ④ 平成21年4月に飛騨特別支援学校下呂分校(高等部)を開校している。また、平成25年4月に下呂特別支援学校(小学部、中学部、高等部)として開校予定である。
- ⑤ 平成22年4月に恵那特別支援学校を移転開校している。また、岩村高等学校同窓会が、同窓会館(知新会館)を継続して使用している。
- ⑥ 体育館及び武道場を体操競技・新体操競技の強化拠点として岐阜県体操協会が使用している。また、グラウンドは岐阜城北高等学校野球部が使用し、学校活動日以外は地域に開放している。

なお、今後の活用策については、高等特別支援学校の候補地として、整備を進めていく予定である。

⑦ 関市に対し、学校施設全体を貸与し、地域に開放している。また、ライフル射撃場については、関有知高等学校ライフル射撃部が使用している。

⑧ 体育館は、大垣養老高等学校バレー部が使用している。また、国体期間中は練習会場（軟式野球、サッカー）としてグラウンドを使用していたが、国体期間終了後は、グラウンドを社会教育施設として地域に開放している。

なお、今後の校舎の活用策については、養老町と活用方策を検討中である。

⑨ 国体の競技会場（ライフル射撃）として整備している。また、白川町が体育館、武道場を社会教育施設として使用している。

なお、今後の活用策については、白川町に対し、学校施設全体を貸与し、地域に開放していく予定である。

⑩ 監査日現在、何も使用されていなかった。

なお、今後の活用策については、跡地利用に対する中津川市の意向を確認中であるが、現在今後の活用方策は未定となっている。

「生徒いきいきプラン」において、統合の結果、校舎として利用しなくなった高等学校について、現在その後の利用方策が決まっていない学校が1校ある。

この高等学校は、現在教育資産として使用されていないが、資産保全のために外部の警備会社に委託し、学校施設の警備を行っており、一定の警備費用が発生している。また、敷地内に生える草木を除草するための役務費用が発生するなど、学校管理経費が毎年発生し県費から支出されている。

この高等学校における学校管理経費で、平成23年度において発生したものは、以下のとおりであった。

■平成23年度経常経費

(単位:円)

学校名	電気保安	警備	役務	計
恵那北高等学校	94,500	299,000	387,000	780,500

この高等学校では、上記のとおり、直接的な学校管理経費約78万円に加え、学校職員による巡回等が行われている。活用方策が決定されないままに遊休状態となっている高等学校については、このままではコストだけが発生することになるため、利用や処分計画を早急に策定し、当該建物や敷地の有効利用が図られるよう何らかの対策をたてる必要がある。

有効利用の事例としては、以下のようなものがある。

① 栃木県芳賀町

閉校となった小学校を「芳賀町シルバー人材センター及び第二けやき作業所、県東ライフサポートセンター」へリニューアルし、老人の作業の斡旋、授産施設、精神障害者の地域生活支援のための施設として、普通教室等を知的障害者の生活支援施設、特別教室をシルバー人材センターのように複合的な社会福祉施設として活用し、知的障害者の就業支援等を行っている。

② 岩手県葛巻町

閉校となった小学校を「森と風のがっこう」へリニューアルし、自然エネルギー・自然体験活動等の研修施設として利用し、環境教育の拠点施設として活用している。

③ 奈良県川上村

閉校となった中学校を「トントン工作館」へリニューアルし、地場の吉野杉を利用した親子等が木に親しむことができる木工の体験工房及び宿泊施設、すなわち自然体験交流施設として利用している。

④ 熊本県中央町

閉校となった小学校を「中央町福祉保健センター 湯の香苑」へリニューアルし、デイサービス、介護支援、各種健診等の保険事業のほか、こどもからお年寄りまで幅広い世代が集う町の交流拠点として利用し、高齢者の生きがいづくりの機会を創出している。

⑤ 長崎県小値賀町

閉校となった小学校の活用方策について、県、町、長崎総合科学大学によるプロジェクトチームを結成し、検討を行った結果、閉校施設を「野崎島自然学塾村」へリニューアルし、豊かな自然環境を活かした、自然体験のための体験型の宿泊施設として活用している。

(出所：文部科学省ホームページ、閉校リニューアル 50 選より)

岐阜県は、活用策が未定の学校施設及び今後の活用策を検討中の学校施設についても、学校としての校舎や敷地の再利用方法だけでなく、上記の事例にも見られるような、社会教育施設や社会体育施設、さらには自然体験交流施設や老人福祉施設などに転用するなど、行政、地域住民、民間企業等とも協働して、あらゆる可能性を考慮した学校施設の利用方法について検討を行っていく必要がある。

2. 校舎として利用しなくなった学校施設の管理状況について（本稿 P.113）

校舎として利用しなくなった高等学校のうち、平成 18 年 3 月に校舎として利用しなくなった旧県立岐阜藍川高等学校及び平成 21 年 3 月に校舎として利用しなくなった旧県立恵那北高等学校について、その校舎や備品の管理状況を確認するために現地視察を平成 24 年 11 月 9 日に行った。現地視察の結果は以下のとおりである。

旧県立岐阜藍川高等学校

i. 校内の状況について

今年度、岐阜県内で国民体育大会が開催されたことから、本校の校舎を大会関連用品置き場として利用していた。しかし、未だ大会関連用品が大量に校舎の中に残っていた。現地視察時において、これらの回収及び処分は平成 24 年 12 月中には終了する予定であることを確認した。その他、教育関連備品で本校に残っているものは、備品管理台帳を作成していたが、大会関連用品置き場となっていた影響により、備品管理台帳記載の保管場所と違う場所に保管されていた。

（参考）校内の様子



ii. 施設の利用状況について

運動場については、県立岐阜城北高等学校の野球部が土日に利用し、学校活動日以外の利用予定の無い日は、地域に開放している。体育館及び武道場については、岐阜県体操協会により体操競技及び新体操競技の強化拠点として利用されている。

(参考) 運動場並びに体育館及び武道館の様子



iii. 除草作業や施設の管理について

グラウンドや体育館等の施設管理は、主に学校施設を利用している部活動や体操協会により実施されている。グラウンド横の法面の草木の管理については、県立城北高等学校が年一回県費から支出し、実施している。

iv. 校舎の警備態勢について

校舎等の施設の警備は、岐阜県で一括して警備会社と契約している。また、定期的に岐阜城北高等学校の職員が校内巡視を行い、異常がないかどうか確認を行っている。

旧県立恵那北高等学校

i. 校内の状況について

教育備品は主に 2 箇所（進路指導室及び生物教室）にまとめられ、岐阜県内の他の高等学校の担当者が管理換えのための備品確認の際に現物を確認しやすいようにまとめられていた。今後転用可能性の低いものが多かったが、一部転用可能な教育備品もあるように見受けられた。

(参考) 校内の様子



ii. 校舎の警備態勢について

校舎等の施設の警備は、岐阜県で一括して警備会社と契約している。旧恵那北高等学校の場合、異常が発生した場合には、警備会社に連絡が入ることとなっている。また、定期的に中津高等学校の職員が校内巡視を行い、いたずらや破損等がないか確認を行っており、恵那北校舎管理簿を作成し、保存している。

iii. 過去の不法侵入やいたずらについて

平成 22 年度には、窓ガラスが割られ、校舎の中に不法侵入される事件が発生した。また、平成 23 年度には、窓ガラスが割られるとともに器具庫の壁面に落書きをされている事実が判明した。放置したままの状態にしていると、今後も継続するおそれもあることから、窓ガラスの修理及び落書きを消す作業は、直ちに行われている。

(参考) 落書きを消した後の写真



これに対応して、立て看板を設置するなどの対策を行った結果、平成 24 年度においては、上記のような被害は発生していない。

① 校舎管理簿等の作成について（指摘）

両校では、定期的に職員が巡回を行っているが、旧岐阜藍川高等学校ではその報告書の作成がされていなかった。学校資産の状態を把握するためにも、巡回を行った際には、校舎管理簿等を作成し、巡回の記録を残すべきである。

② 警備体制の強化について（意見）

旧恵那北高等学校においては、過去に不法侵入者により窓ガラスが割られたり、落書きをされたりする被害が発生している。現在は、県費から支出し修繕されているが、今後もこのように具有資産を壊された場合、その都度修繕費用等を県費において負担することになると考えられる。現在の警備契約をより強化し、警備を充実させるか、現在の定期的な学校職員による巡回の回数を増やすなどの対応が考えられる。

③ 教育資産の処分と有効活用について（指摘）

未だ処分されていない備品が両校ともに多数存在した。他校より管理換えの要請があれば、管理換えを行うことから処分せずに残してあるが、供用開始から年数も経っていることから他校に管理換えを行うのも困難な備品もある。今後転用の可能性のない教育資産については、処分計画等を策定し、計画的に教育資産の処分を行うべきである。また、多数の教育資産が両校で未使用の状況となっていることは、教育資産が有効利用されているとは言えない状況である。

したがって、現在、岐阜県内の高等学校に対してのみ保有資産の情報を開示しているが、高等学校ではすでに需要が少なくなっている現状を踏まえ、開示対象を県内の小・中学校まで拡大することで、資産の有効活用を図る必要がある。

また、いつまでに備品の処分を完了する予定であるなど、明確な期限が決められていないので、処分完了の期限を設け、それまでに管理換えが行われなかったものは処分するなどの処理を取るべきである。

3. 教員の勤怠管理について（指摘）（本稿 P.135）

教員の職務は自発性・創造性に期待する面が大きく、一般の公務員と同様な時間管理を行うことは必ずしも適当ではなく、とりわけ時間外勤務手当は教員になじまないとの考えの下（今後の教員給与の在り方について（答申）平成19年3月29日 中央教育審議会）、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法において、公立の義務教育諸学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校または幼稚園）の教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、時間外勤務手当及び休日勤務手当は、支給されない。

県立高等学校及び特別支援学校においては、勤怠管理として年休の取得状況は把握しているが、一般企業のタイムカード等の方法により、教員の勤務時間については明確に把握しておらず、部活動顧問等として対応した時間を記録しているのみである。

現在、勤務時間を確認するシステムがないため、定期的に抽出校を対象に実施している勤務状況調査や、教育委員会の職員が学校訪問を行った際にヒアリングにて勤務実態を確認するに留まっている。

勤務時間の把握が十分でない現状では、長時間勤務を助長する可能性があり、健康管理上問題がある。また、給与条例第32条第2項で定められた勤務時間より短い勤務となっても、それが把握できない可能性もあり、勤怠管理上問題がある。

教育職員の勤務時間を把握できるようなシステムを教育委員会等で構築し、教育職員の勤務時間を把握し、労働環境を改善することにより、優秀な教育職員を確保していく必要がある。

2. 県立高等学校及び特別支援学校の収入事務等に関する事項

1. 奨学金の滞納整理について（本稿 P.136）

① 滞納整理に対する取り組みについて（指摘）

岐阜県は現在、経済的理由等によって修学が困難な者等に対し、3種類の奨学金を設定し、予算の範囲内で審査を実施のうえ、貸与を行っている。

平成21年度から平成23年度までの過去3年間における奨学金の滞納状況を示すと次のとおりであった。

■過去3年間における滞納状況

（単位：件、千円）

滞納状況	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
	件	金額	件	金額	件	金額
選奨生奨学金	790	29,491	898	33,042	1,045	37,748
高等学校奨学金	190	4,601	285	6,727	392	9,418
子育て支援奨学金	16	392	36	1,215	71	2,446
定時制通信制奨励金	46	594	46	594	46	594
地域改善対策奨励金	283	23,331	331	24,149	422	27,588
合計	1,325	58,409	1,596	65,727	1,976	77,795

奨学金貸与の対象人数及び貸与総額は毎年ほぼ一定であるのに対し、奨学金の滞納状況は件数、金額ともに年々増加傾向にある。岐阜県教育委員会では、昨今の景気低迷による経済的理由や返還意識の欠如、モラルの低下などにより、滞納額は年々増加傾向にあると分析している。

岐阜県は滞納対策として以下の手続を実施している。

- 本人及び保護者、又は連帯保証人に対し、文章や電話による督促、催告を実施
- 所在不明者については、転居調査等を実施
- 平成21年度から、滞納者の父母以外の連帯保証人に対して返還請求を実施
- 口座振替制度の導入の検討
- 平成19年度からは7月と12月の夜間の一斉電話督促を実施（督促の結果を以下のとおりであった）

■一斉電話督促結果

	人数	返還金額
H19.7	15人	1,205千円
H19.12	26人	1,832千円
H20.7	14人	849千円
H20.12	18人	849千円
H21.7	18人	834千円
H21.12	13人	799千円
H22.7	16人	555千円
H22.12	40人	1,807千円
合計	160人	8,730千円

上記、一斉電話督促によって平成22年12月においては、1.8百万円程度返還を受けているが、滞納額は年々増加する一方で不十分である。

滞納額が毎年増加する近年の状況に鑑み、岐阜県は滞納整理に対する取組みをより強化する必要がある

具体的には、債権管理条例の制定や債権管理マニュアルの見直しをするなどして、債権管理の一層の適正化を図り、もって公正かつ円滑な行財政運営が図られるよう、検討を行う必要がある。

② 延滞金について（指摘）

上記において、奨学金元本の滞納額は77,795千円（1,976件）であることが確認できた。ただし、この滞納金額は奨学金元金を指しており、滞納した場合の延滞金は含まれていない。延滞金の割合は以下のとおりである。

返還すべき日の翌日から1ヶ月を経過する日まで	年7.3%
その後返還する日まで	年14.6%

延滞金は、奨学金元金が返還された日において、延滞期間に基づいて確定する。

各種奨学金貸与規則にもとづいて計算された延滞金で、平成23年度末時点で未回収のものは次のとおりであった。

■平成23年度末における奨学金延滞金一覧

発生年度	金額
H16	97,700円
H17	487,100円
H18	241,100円
H19	1,780,300円
H20	2,028,700円
H21	1,983,100円
H22	943,800円
H23	1,718,000円
合計	9,279,800円

上表の金額には、未回収の奨学金元金に係る延滞金は含まれていないため、未確定の延滞金を考慮すると確定した延滞金と合わせて、合計で5,000万円を超えることが予想される。岐阜県は、早急に奨学金元金滞納額77,795千円の滞納整理事務を進めるとともに、確定した延滞金9,279千円についても同レベルで滞納整理を進める必要がある。

2. 授業料の収入未済額に関して（指摘）（本稿 P.142）

「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」が平成 22 年 3 月 31 日に成立し、公立高等学校については、平成 22 年 4 月 1 日から授業料の無償化が始まった。ここでいう公立高等学校とは、都道府県及び市町村立の高等学校（全日制、定時制、通信制）、公立中等教育学校の後期課程、公立特別支援学校の高等部を指す。当該制度はこれまで生徒本人（又は保護者）が負担していた授業料について、原則として徴収しないという制度であり、保護者の所得による制限や区別なく、対象となるすべての生徒に適用される。不徴収となるのは正規の修業年限内で在学している生徒の授業料のみで、入学金や教科書代、修学旅行費など授業料以外の費用は不徴収の対象とはなっていない。

岐阜県においても、同制度下で平成 22 年 4 月 1 日より授業料は不徴収となったが、平成 21 年度以前における授業料の滞納が現在も存在している。

下記表は、各年度末での授業料の収入未済額の推移である。授業料を徴収していた最終年度の平成 21 年度では 31 校において合計 8,557 千円の収入未済額が存在していたが、授業料の不徴収が始まった平成 22 年度決算以降その金額は減少しつつある。

■年度別の授業料の収入未済額推移

授業料	H20決算		H21決算		H22決算		H23決算	
	金額	学校数	金額	学校数	金額	学校数	金額	学校数
	4,968千円	26校	8,557千円	31校	3,526千円	22校	2,626千円	17校

しかしながら依然として収入未済額は残っており、平成 23 年度決算における当該金額は 2,626 千円（17 校で合計 451 件）と決して無視できない水準にある。

往査した X 高等学校における、授業料の収入未済額は平成 23 年度末において次のとおりであった。

■X高等学校における授業料収入未済額

平成23年度末

債務者	債務発生年度	収入未済額			滞納理由
		件数	金額	合計	
A	H16年度	5件	43,500円	43,500円	生活困窮
B	H20年度	3件	23,121円	122,121円	生活困窮
	H21年度	10件	99,000円		
C	H20年度	3件	8,100円	8,100円	生活困窮
D	H20年度	4件	32,475円	91,875円	生活困窮
	H21年度	12件	59,400円		

X 高等学校における授業料の収入未済額は 265,596 円と岐阜県全体の 10%超を占めている。上記収入未済案件（以下、「滞納案件」という。）における対象債務者は 4 名であるが、往査日において、授業料等滞納者記録簿を閲覧したところ、いずれも平成 23 年 11 月 8 日を最後に滞納者との接触がされていなかった。

平成 24 年度に入って、一度もアクションが無いため、早急に滞納案件の解消を進める必要がある。

また、「授業料等徴収事務等の取扱要綱（以下、「要綱」という。）」によれば、校長は授業料等の納入状況を常に把握し、必要がある場合は、督促・催告・面接指導・再催告を行うとともに、校内に授業料等未納対策検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置し、授業料等の徴収促進、滞納解消を図らなければならないと規定されている。

検討委員会の設置基準等は、要綱に定められており、以下のとおりである。

■別表第1(第1関係)

区分	内容
必置条件	次のいずれかに該当することとなったときは、必ず設置するものとする。 (1) 学校全体で、滞納繰越額(過年度の収入未済額)が発生したとき。 (2) 1生徒で、授業料の滞納月数が5か月に達したとき。 (3) 学校全体で、毎月末での未納額が50万円以上又は未納率(収納すべき額に対する未納額の割合)が10%以上になったとき。
所掌事項	検討委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。 (1) 生徒及び家庭状況の把握と今後の徴収事務に関すること。 (2) 聴聞の実施に関すること。 (3) 除籍の実施に関すること。 (4) その他校長が必要と認めた事項に関すること。
組織	検討委員会は、校長を委員長とし、副校長、教頭、事務(部)長、学年主任、学級担任、事務担当者、その他校長が必要と認める教職員を委員として組織する。
委員の役割	各委員の役割は次のとおりとする。 (1) 校長 収支等命令者として、授業料等の徴収事務を管理するとともに、授業料等未納者に対する措置を決定する。 (2) 副校長及び教頭 事務(部)長と協働して校長を補佐し、関係教職員との調整を行うとともに、必要に応じて保護者及び生徒との面談に立ち会う。 (3) 事務(部)長 副校長及び教頭と協働して校長を補佐し、出納員として徴収事務を行うとともに、必要に応じて保護者及び生徒との面談に立ち会う。 (4) 学年主任及び学級担任 授業料等未納者に対する納入指導に努めるとともに、保護者及び生徒に対する面談等を通じて家庭状況を把握するなど、徴収事務を補助する。 (5) 事務担当者 授業料等の事務担当者として徴収事務(保護者及び生徒に対する面談を含む。)を行うとともに、未納状況を関係教職員に適宜報告する。

X 高等学校において、上記の4つの滞納案件のうち、債務者B及び債務者Dに関しては、いずれも平成21年9月29日に検討委員会が開催されている。しかし、上記規定に従えば、必置条件(1)の適用によって債務者Dについては平成21年1月に、また、必置条件(2)の適用によって債務者Bは平成21年6月、債務者Dは平成21年5月に

少なくとも検討委員会を設置する必要がある、当該委員会にて徴収方針を定めるとともに滞納解消に努める必要があった。

また、同要綱に従えば、4ヶ月分以上滞納しており、面接指導に応じない場合は、再催告書を発送するよう規定されており、当該再催告書には指定納期限までに納入されないときは、連帯保証人への連絡並びに除籍処分及び裁判所への支払督促の申立ての手続きをとることが明記されている。しかし、上記の滞納案件については、これらのいずれの手続もとられることもなく、現在に至っている。

授業料の滞納等によって、生徒の除籍を求めるのは教育者として酷な判断であるかもしれないが、規定に従った手続きをとったうえ、要綱により難しい事情がある場合は随時、校長は教育長へ協議し、必要な手続きをとる必要がある。

3. 私費会計について（指摘）（本稿 P.161）

学校教育で必要とされている経費には、税金等によって賄われる公費（県費）と、生徒及び保護者が自らのために負担する私費に分けられる。さらに私費は一般的に、学校徴収金（学校指定物品購入のための徴収金も含む。）及び団体徴収金に区分することができる。

公費とは、議会の議決を経て成立した予算（国庫補助事業含）であり（地方自治法第 211 条）、各学校に令達される予算はすべて公費に該当する。

学校徴収金とは、教材費や学年諸費、修学旅行積立金など教育活動において必要となる経費のうち、生徒及び保護者が受益者負担の考え方に基づいて負担している経費である。学校徴収金は学校が生徒各個人別に年間必要額を予定徴収し、学校が一括して教材等を購入したり模試代金を支払ったり、修学旅行やアルバム制作のために積立目的で徴収される経費である。

また、団体徴収金とは PTA（育友会）会費や部活動後援会会費に代表されるもので、生徒及び保護者が教育の充実や部活動の充実を図るために支出するものであり、PTA（育友会）や同窓会などの各団体の運営に使用される経費をいう。

往査した県立学校について、私費会計における、収支計算書、出納簿及び支出金調書等を閲覧した結果、以下の事案が確認できた。なお、下記経費は代表的な支出を載せたのみであり、これ以外でも往査した学校すべてにおいて類似の事案の存在を確認している。

■私費で支払を行った経費

	学校名	支出会計	支出内容	支出価額
①	多治見工業高等学校	PTA(育友会)会計	e-教務ソフトウェア保守料	189,000
②	飛騨高山高等学校	PTA(育友会)会計	成績処理システム設定業務	2,497,215
③	飛騨高山高等学校	PTA(育友会)会計	体育館窓ガラス修理代	47,869
④	大垣桜高等学校	PTA(育友会)会計	放送設備点検 (設備・一般選抜入試)	21,000

まず、①における「e-教務ソフトウェア保守料」であるが、e-教務とは生徒の出欠状況、成績、進路及び時間割等を一括して管理するソフトウェアである。その保守料は学校の教育活動に係る経費といえ、直接的に教育活動に要する経費そのものである。このような経費は当然に公費負担とすべきであり、その財源を PTA 会計に求めるべきではない。

また②については、PTA（育友会）会計から教育備品購入費として「成績処理システム設定業務」の名目で支出がなされている。当該支出の内容は、成績処理サーバー、ソフトウェア及びクライアントパソコンであった。当該システムの使用目的もまた①

と同様に、生徒の成績処理を主目的としており、直接的に教育活動に要する経費であり、当然に公費負担とすべきである。その財源を PTA 会計に求めるべきではない。

次に③については、体育館の窓ガラスの修理代が PTA 会計から支出されている。部活動によりガラスを破損したものであるが、PTA 組織の目的からすれば、この会計で負担することが適当であると考えにくい。設置者負担の原則からすれば基本的には管理上必要な経費として、公費でガラスの修理を負担すべきであろうし、明らかに原因者が認められるような場合は、個人に対し負担を求めることも考慮すべきである。また、それぞれの会計の目的に沿った適正な執行について徹底することが必要である。

最後に④については、高校入試に向け、放送設備の点検費用を PTA 会費から支出しているものであるが、当該経費についても学校の管理運営・教育活動に要する経費といえ、設置者負担の原則から公費負担とすべき費用であるといえる。

以上のように、私費会計からの支出のうち、公費負担とすべきであると考えられるものを一部抽出したが、監査の過程で判断に困る性格の経費も多々存在した。近年、新聞記事でも取り沙汰されているように、全国的に PTA 会費の用途については関心が高まっており、公費及び私費の明確化の試みが進められている。

例えば、和歌山県では、県教委が県立学校全 45 校の 2010 年度の PTA 会費を調査し、本来公費で賄われるべきだった支出が 2 億円超あったとして、学校運営・教育活動に必要な経費の負担のあり方に関して、「学校徴収金の用途等について」を公表した。

また、長野県教委では平成 22 年度に「学校徴収金の基本的な考え方について」を公表している。

岐阜県においても、各県立学校ごとに学校徴収金の用途等についてバラツキがみられる現状を整理するためにも、公費及び私費の範囲を明確にし、会計事務担当者に周知徹底させることが必要である。

岐阜県は現在、各県立学校長に対し、学校徴収金等の執行状況を把握するべく、「学校徴収金等チェック表」の作成を依頼し、教育財務課経理係へ提出を求めている。今後、「学校徴収金等チェック表」を利用し、各学校で公費以外にどのような経費が発生しており、公費予算の十分な計上がなされているかどうかを精査した上で、学校徴収金や団体徴収金の用途が誤っていないかどうかチェックする体制を築く必要がある。

4. 学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な執行について（本稿 P.149）

岐阜県は、学校徴収金及び団体徴収金の適正かつ効率的な処理に関して、平成 14 年 3 月に学校ごとに「学校徴収金事務取扱要領」並びに「PTA（育友会）会計事務取扱要領」を策定したうえで、県会計規則に準じた取扱いに努めている。

往査にて、各学校の学校徴収金及び団体徴収金について監査を行った結果、以下の事案が検出された。

① 運営委員会の設置について（岐阜農林高等学校）（指摘）

「岐阜農林高等学校学校徴収金事務取扱要領」第 5 条第 1 項において「校長は、学校徴収金に係る予算の編成から保護者への報告までの一連の会計事務について、適正かつ効率的な運営を確保するため、教職員及び保護者等を構成員とする学校徴収金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置かなければならない。」と定められている。岐阜農林高等学校においては、学校徴収金全体の適正化を図る目的で、運営委員会に代替する会議体として「補助教材等選定審査会」を設けており、学校徴収金については当該審査会にて協議・承認を行っている。

しかしながら、当該審査会の構成員は、校長・教頭・事務部長・教務主任・各部長・各学科主任・各教科主任・教務補助教材係から成っており、「岐阜農林高等学校学校徴収金事務取扱要領」第 5 条に反して保護者等の学校外部の者は入っていない。

学校長は、保護者等も交えた運営委員会を設置し、毎期の事業計画（案）や予算（案）、及び決算（案）について当該運営委員会に諮り、適切な承認を得る必要がある。

② 学校徴収金事務取扱要領の柔軟性について（大垣特別支援学校）（指摘）

「岐阜県立大垣特別支援学校学校徴収金事務取扱要領」第 14 条において「校長は、監査終了後すみやかに決算（案）を運営委員会に諮り、承認を得た後、保護者に報告しなければならない。」と規定されている。

しかしながら、卒業年次の学年会計の決算報告（4 月 1 日から 3 月 31 日までの決算報告）については、児童・生徒在学中（3 月中）に保護者に対して行わなければならないため、運営委員会承認前に「仮決算」の状態で行っている。

保護者への報告が、仮決算の状態にて報告となってしまうことは、3 月終了時点でなければ決算が確定しないことから致し方ないものとするが、現状では上記学校徴収金事務取扱要領に定められた規程を遵守していない状態となっている。

③ 退学者への還付金について（岐阜工業高等学校）（指摘）

岐阜工業高等学校における「1 年生定時制学年会計」について、年度途中の退学者 1 名につき、還付額の計算を担当者が誤ったために、20,000 円過大に還付していた事例が監査で発見された。原因は担当者の勘違い及び決裁段階でのチェック不足であつ

た。その後、学校長は、速やかに当該退学者に対して誤って還付した理由を説明するとともに、過大還付した 20,000 円を返納していただくよう依頼し、返納を受けた。還付計算は非定形・非経常的なものであるため、より慎重に計算するとともに、決裁者のチェックも深度あるものとする必要がある。

④ 学校徴収金会計の決算業務について（岐阜工業高等学校）（指摘）

岐阜工業高等学校にて、平成 23 年度における各学校徴収金会計に係る決算書、及び会計監査報告を閲覧した結果、すべての学校徴収金会計について平成 23 年度末日である平成 24 年 3 月 31 日における決算書を作成していないまま、会計監査を受けていた。

これに伴い、「進路指導部会計」、「定時制給食会計」及び「3 学年建設工学一括会計」において、決算書における次期繰越額と会計別普通預金口座の平成 24 年 3 月 31 日時点の預金残高が不一致となっていた。年度末以降での決算書の作成及び会計監査の実施により防ぐことが可能であり、これらの手続きの実施時期を見直すべきである。

⑤ 会計事務引継書の正確性について（岐阜高等学校）（指摘）

岐阜高等学校 22 年度生学年諸費会計において、通帳残高及び出納簿では残高は 1,070,019 円であったが、会計事務引継書には 1,037,968 円と記載されていた。当該差異理由は、平成 21 年度生 3 名分（留学等をしたため、平成 21 年度入学生ではあるが、学年は平成 22 年度生と同学年の生徒）を別で管理していたため、平成 22 年度生のみ残高を会計事務引継に記載していたとのことであった。会計事務引継書を作成する目的は、年度末時点での預金残高と出納簿残高の一致を確認するとともに、後任の会計担当者に適切に預金残高、及びその事務を引き継ぐことである。会計事務引継書には、通帳残高及び、出納簿の残高を適切に記入し、根拠資料を示したうえ、引継人から引受人へ事務を引き継ぐ必要がある。

⑥ 会計証憑の管理不足について（大垣桜高等学校）（指摘）

大垣桜高等学校において 2 年生学年会計調書ファイルを閲覧したところ、生徒への各種返戻金（未利用のバス代・傷害保険料等）の受領書が、支出金調書に添付されず未整理であり、受領日付が記載されていないものが存在した。

相手方が記載を忘れていた場合は、追記を求めることが最善ではあるが、それが難しい場合は学校側で受領日付印を押すなどして、その入手日を明確にする必要がある。

⑦ 未利用口座の定期的な検証について（大垣桜高等学校）（意見）

大垣桜高等学校には、「国際交流基金会計」なる会計が存在するものの、当該会計の平成 23 年度収支決算書を閲覧したところ、収入は繰越金及び預金利息のみであり、

支出はゼロであった。

また、同様にして「芸術鑑賞積立金会計」なる会計が存在するものの、当該会計及び金融機関の専用口座は、平成 13 年、16 年、19 年に利用があったが、その後一切の利用がないままにされていた。

一般的に、未利用口座は管理者の目が届きにくく、不正な目的に使用されるリスクが相対的に高い。また、上記 2 会計口座のうち、「国際交流基金会計」の口座には残高が存在しており、他の会計への適切な流用や寄付等を行えば、資金を有効に利用できる可能性も考えられる。会計及び金融機関の専用口座について、現在利用していない場合はもちろんのこと、今後の利用予定が不明な場合には、今後の使用見込み等を定期的に検証し、適切な処理を検討すべきである。

⑧ 支出金調書添付の領収書等への検査について（大垣桜高等学校、可茂特別支援学校）
（指摘）

岐阜県会計事務 Q&A によれば、立替金の支給は職員と県との契約に基づくものではないため、立替払に係る領収書に関しては、検査の署名等は不要とされている。

現場によっては、立替払において領収書への検査手続が不要との認識はなく、立替払に係る領収書への検査を行っているものがあつた。したがって、業務の効率性の観点から当該検査手続について、現場での周知徹底を行うべきである。

⑨ 会計間の振替処理及び証憑保存について（大垣桜高等学校）（意見）

大垣桜高等学校では、文化祭バザーに関する収支を「家庭科（文化祭・商工祭）バザー決算報告」として一冊のファイルにまとめて管理しており、文化祭バザーに関する収入について、「家庭クラブ会計」に振り替えるという処理を行っている。

複数会計に跨る収支の証憑については、そのいずれの会計においても収入及び支出を示す調書を作成すべきである。現状では、「家庭科（文化祭・商工祭）バザー決算報告」を閲覧するだけでは、これらの収入が「家庭クラブ会計」に振り替えられていることがわからず、好ましくない。

なお、本件の場合、同じ事象に対して二つの会計で収入が発生することになるが、根拠証憑は一つしか存在しない。いずれか一方の会計において、コピーを添付すること等により対応する必要がある。

⑩ 利息収入について（大垣桜高等学校）（指摘）

大垣桜高等学校には、各科の実習費会計からの振替で、生徒が被服製作技術検定や食物調理技術検定等を受験する際の検定料等を一時的にプールし、当該検定を取りまとめている学校（専門課程のある高等学校が毎年持ち回りで取りまとめを行っている。）へ支払うための素通り会計が存在する。専用の銀行口座も存在しているが、毎

年振替額と支出額が一致しているため、学校側に会計としての認識はなく、決算報告は行っていない。

しかしながら、期中に一時的に資金がプールされることから預金利息が発生しており、数十年の時を経て、現在 5,000 円程度の残高があるものの、決算報告を行っていないため、簿外資産となっている。

上記の口座に振り替えられ、検定料として支払われる資金は、もともとは学校徴収金の一部であり、当該資金によって発生した利息収入は、本来学校徴収金を負担している生徒に還元されるべきである。今後も毎年数十円の利息収入が発生すると考えられることから、適切な収支決算報告を行い、生徒会や育友会へ寄付する等して、残高を適切に処理するべきである。

⑪ 帳票の二重チェックの必要性について（可茂特別支援学校）（意見）

可茂特別支援学校では、児童・生徒からの学校徴収金の徴収があった場合、その総額を学年会計等の細分化された会計口座に振り替えるための「口座振替一覧」を、事務長がその都度作成している。そして、作成された振替一覧を銀行へ提出し、それに基づき口座振替が実施される。振替が完了した時点で、事務長が、その結果を各会計の主事へ連絡する。

しかしながら、「口座振替一覧」作成から振替の完了までを事務長が単独で行っているため、年間平均して 2,3 回程度、その内容を間違えてしまい、誤った振替が行われていることが判明した。その誤りは、通常各会計主事へ連絡した段階で判明し、その後、振替伝票を作成の上、資金の移動を正すという措置を取っている。

「口座振替一覧」の作成ミスは、単純な事務作業ミスであり、二重チェック等の統制が入ることにより、格段にその発生率は低下すると考えられる。したがって、現在、各会計主事への報告は事後となっているが、これを事前に行う等により、事務長以外の者のチェックが入る体制をとるべきである。

たとえば、「口座振替一覧」を作成後、銀行提出前に各会計主事へ回覧する等が考えられるが、回覧に際して時間的な制限がある場合は、「口座振替一覧」を作成者以外の者が一括チェックするなどによっても、作成間違い回避に資すると考えられる。これにより業務の有効性及び効率性を向上させることを推奨する。

⑫ 支出金調書添付の領収書不足について（可茂特別支援学校）（指摘）

可茂特別支援学校における学年会計の支出金調書記載の支出金額に対して、添付されている領収書金額合計が不足しているものが存在した。

当該支出の内容を詳しく知る教員は、すでに他校へ異動となっており、領収書の添付漏れであるのか、領収書受領漏れであるのか、もしくは不正支出であるのか、判別することができなかった。

支出金調書の承認者は、支出理由の確認及びその金額の妥当性確認に細心の注意を払い、調書と証憑の金額が不一致の場合には、その理由の正当性が確認できるまで、決裁承認すべきではない。

⑬ 印鑑と通帳の分別管理について（可茂特別支援学校）（指摘）

「岐阜県立可茂特別支援学校学校徴収金事務取扱要領」第 11 条には以下の定めがある。

第2項 預貯金通帳は、事務長以外の教職員が管理するものとする。

第3項 預貯金口座の登録印鑑は、公印とは別に作成し、事務長が管理するものとする。

「学校徴収金チェック表」には、印鑑管理者として事務長の名前が記載されており、預貯金通帳の管理者には、それとは別の担当者の名前が記載されている。

しかし、印鑑が保管されている金庫と、通帳が保管されている金庫は別のものとなっているが、両金庫の鍵は同じキーリングについており、事務長が一括して保管している。現状の管理では、印鑑管理者も通帳管理者も実質的には事務長であると考えられる。印鑑と通帳管理者を分けるべきであると定めた意図は、口座及びその資金の不正利用防止のためであるため、通帳が保管されている金庫の鍵は別の担当者が保管することにより、その目的達成に資する必要がある。

3. 県立高等学校及び特別支援学校の支出事務等に関する事項

1. 講師(常勤・非常勤)の採用について(意見)(本稿 P.176)

岐阜県に教員として採用されるためには、1年に一度実施される岐阜県公立学校教員採用選考試験等の採用選考試験を受験し、合格することで正規の教員として岐阜県に採用される必要がある。

また、講師(常勤・非常勤)が採用されるためには、教育委員会教職員課が作成した「講師名簿(教科順)」の中から、各学校に勤務してもらいたい方を各学校長がピックアップし、学校単位で面接等を実施し、勤務可能と判断されれば採用される。最長1年の雇用契約であるが、継続して勤務してもらうか否かの決定も学校長の判断で行っている。

各学校に配置される教員の数は、一部加配もあるが、原則各学校のクラス数に応じて一律に配置されるものである。しかし、特別支援学校や単位制高校などの学校の状況によっては、配属された教員のみでは不足する場合があります、その場合には教員の他に講師(常勤・非常勤)を採用する必要性が生じる。常勤講師の割合が比較的多い学校は、教育の質にばらつきが生じる可能性がある。また、講師(常勤・非常勤)の採用及び契約更新の決定については、各学校長に一任されていることから、採用等の公平性が保たれているか問題となる。

したがって、講師(常勤・非常勤)を採用する場合には、教育の質を一定に保つよう今後も注意するとともに、採用及び契約更新の決定が公平になされていることを確認するためにも、採用及び契約更新の過程に教育委員会がさらに積極的に関与するよう、努めていただきたい。

■平成23年度 往査した学校別の教職員数の状況

学校名	課程	本務教員数合計 (A)	講師数合計 (B)	講師割合 (B)/(A)
岐阜商業高等学校	全日制・定時制	78	6	7.7%
多治見工業高等学校	全日制	54	9	16.7%
大垣特別支援学校	-	125	41	32.8%
岐阜農林高等学校	全日制	57	1	1.8%
岐阜高等学校	全日制	61		0.0%
岐阜工業高等学校	全日制・定時制	88	8	9.1%
東濃フロンティア高等学校	定時制	32	4	12.5%
益田清風高等学校	全日制	57	4	7.0%
飛騨高山高等学校	全日制・定時制・通信制	97	8	8.2%
郡上高等学校	全日制	55	5	9.1%
大垣桜高等学校	全日制	40	2	5.0%
可茂特別支援学校	-	84	23	27.4%
中津高等学校	全日制・定時制	45	5	11.1%

※1 本務教員：採用選考試験を受験し、教員等として岐阜県に採用された方

※2 講師(常勤・非常勤)：人材バンクに登録し、学校長の面接等により採用された方

4. 県立高等学校及び特別支援学校の物品管理に関する事項

1. 図書の貸出期間等について（本稿 P.194）

図書の管理・貸出状況を管理するため、多くの学校で図書管理システムを利用している。図書の管理・貸出状況について、学校ごとに2週間程度の貸出期間を設けて、未返却図書については、担当司書から催促が一般的にとられている。

① 異動教職員への図書貸出について（岐阜商業高等学校、岐阜農林高等学校）（指摘）

未返却の図書（貸出日から1年以上超過したもの）が岐阜商業高等学校では35冊、岐阜農林高等学校では55冊あり、貸出先の大半が教職員であった。これは教職員の異動により追跡が困難で返却が滞っていることを原因とするが、県費で購入している以上、返却義務がある。図書の返却を義務付けるために、教職員の異動の際は、学校長は図書管理担当者に教職員の異動に関する情報が適時に伝わり、返却を教職員に促す仕組み作りが必要である。

② 長期に渡る図書貸出について（飛騨高山高等学校、郡上高等学校）（指摘）

長期に渡る未返却の図書（飛騨高山高等学校：貸出日から最長で1,400日以上超過したもの、郡上高等学校：貸出日から1ヶ月以上の延長貸出29人、最長期間756日）があり、教職員への貸出図書もあれば、すでに卒業した生徒への貸出図書も存在した。2年以上という貸出期間は異常であり、一部の長期借り受け者については、担任とともに面談など返却のための方策を実施していたものの長期に渡り貸出となっている。

そこで実効性がない場合には、学校長等の協力を得て、面談等を通じて返却する等の方策も検討すべきである。

2. 情報関連機器の管理について（本稿 P.209）

往査した学校での、情報関連機器の管理状況の検出事項を以下のとおり記載する。

① 可茂特別支援学校（指摘）

可茂特別支援学校では、USBメモリ等の記憶装置は、所定の管理者が現物管理し、全てに管理番号が付され台帳管理している。教職員が持ち出す際は、管理者に申請し、持出票に持出期間や目的を記載して返還時に所属長の確認印を押印する必要がある。

持出票を閲覧したところ、1ヶ月間継続して持ち出して、月末時に一旦返還し現物を確認しているケースがあった。持出期間は実際に使用する期間のみとすべきである。また、持出票上に所属長の確認印のないケースも散見された。所属長は所定の手続と

して返還時には漏れなく確認印を押印すべきである。

② 益田清風高等学校（指摘）

益田清風高等学校では、職員室のパソコン専用保管ロッカーに管理者不明のパソコン（以下、「不明 PC」という。）が 1 台あった。通常、PC の管理は重要な物品であるため、校内 LAN に接続されたパソコンは PC 一覧表において管理されるが、不明 PC は PC 一覧表にも記載されず、保管されていた。

不明 PC は、過去の教職員（10 年以前に容体が急変し亡くなられた方）の個人用パソコンが処理されないまま保管されていたものであった。当該不明 PC には、生徒の個人情報も削除されずに保管されていた。情報セキュリティの観点からも、全てのパソコンを管理する体制が必要である。管理者不明のパソコンは放置せず、適切な管理（LAN 接続の有無に関わらず学校保管のパソコンの台帳管理）が必要である。

③ 飛騨高山高等学校（指摘）

飛騨高山高等学校の教務用パソコンの保管状況を確認したところ、職員室のパソコン専用保管ロッカーにほとんど使用されていない寄贈パソコンが保管されていた。

当該寄贈パソコンの当初の使用目的は同窓会会計及び各種通知案内文書の作成とのものであるが、現在の管理教諭に貸与された後、セキュリティ対策も取られておらず、ほとんど使用されていない状態であった。そのため、使用見込みがある場合は、速やかにセキュリティ対策を講じ、使用見込みがない場合は、他校への転用又は処分すべきである。

個人情報の流出や不正に情報の持ち出しを防止するため、パソコンの外部への持出・外部からの持ち込みに関して、パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿にて管理を行っている。パソコン等の持出／持込・使用に関する申請・許可記録簿に平成 24 年 1 月 26 日、27 日に持ち出されているものがあつたが、解除日の記載、所属長の確認印が漏れていた。

情報セキュリティの観点から、個人情報の流出や不正に情報の持ち出しを防止するため、解除日の記載、確認印の押印について、漏れることがないような体制の整備が必要である。

また、本校では、平成 15 年度に生徒の授業及び自習での利用や教員の教材作成などの教育活動で利用するために、学校支援用コンピュータが導入され現在も使用されている。本校では図書館での生徒の検索用もしくは非常勤講師用として利用されている。学習支援用コンピュータの保有台数 110 台の内、使用台数は図書館で利用する数十台と非常勤講師が利用する数台であり、保管台数が使用台数と比較して非常に多い状況にあつた。利用する予定のないコンピュータを保有することは、保管するスペースの問題や他校での転用の機会を逸することとなる。学習支援用コンピュータの他の

用途での利用方法を考えるか、利用方法がなければ他校への転用を図るべきである。

④ 大垣特別支援学校（指摘）

大垣特別支援学校では、一部の校務用 USB は、支出負担行為兼支出金調書により決裁及び支出がなされ、購入されていたが、「USB メモリ管理台帳」が作成されておらず、少額物品として管理外資産とされていた。また、個々の管理番号も付されていなかった。このため、外部に持ち出されていても把握が不可能な状況である。

個人情報保護及び情報漏洩防止の観点から、校務用 USB については厳しい管理が必要であるため、「USB メモリ管理台帳」を作成することとなっている（外部記録媒体の管理及び利用に関する要領第 5 条）。しかし、適切な管理方法を構築してもそれを周知徹底し、正確に運用しなければ、管理の目的を達成することはできない。

また、本件のような USB メモリ管理台帳への登録漏れを防止するため、情報セキュリティチェックシートによる自己点検が導入されている（岐阜県情報セキュリティ基本方針第 7 条）が、このチェックも有効に機能していたとはいえない。

このほかに、パソコンや端末等の情報資産を外部に持ち出す際には、「パソコン・端末等情報資産の持出に関する申請・承認簿」に持出期間や持ち出す媒体名等を記載する必要があるが、USB メモリの管理番号の記載が行われていないため、どの USB を持ち出したかは、把握困難な状況となっている。

岐阜県の情報セキュリティポリシーに違反した状態となっており、早急に「USB メモリ管理台帳」を作成し、また、個々の USB に管理番号を貼付し、管理すべきである。

以 上

【補足事項】私費への指摘・意見に対する包括外部監査人の考え

岐阜県は県立学校が取扱う学校徴収金等（以下、「私費」という。）の適正かつ効率的な処理について、学校ごとに「学校徴収金事務取扱要領」及び「PTA（育友会）会計事務取扱要領」を策定したうえで県会計規則に準じた取り扱いに努めている。

◇PTA（育友会）会計について

「岐阜県立〇〇学校 PTA(育友会)会計事務取扱要領（案）」によれば、以下の事項について校長、教頭、教員、職員（事務部長等）に対して、以下の事務処理を求めている。

- ◆ 校長は会計事務について、適正に処理を行い、会計処理の経過及び結果について会長に報告する責任を負う。
- ◆ 事務部長等、及び教頭は会計事務の適正な処理に関して校長を補佐する。
- ◆ 校長は、「PTA 会計運営連絡委員会」、「PTA 会計契約審査会」を設け、教職員を構成員に含める必要がある。
- ◆ ①契約事務、②資金前渡及び立替事務、③支払事務は公費に準じた処理を行う必要がある。
- ◆ 予算・決算事務、収入・支出（支払・出納）事務、物品購入・管理事務等において、校長までの決裁を受ける必要がある。
- ◆ 預貯金口座の印鑑は事務部長等が保管する必要がある

また、会計事務をはじめとする諸事務は学校において行われ、PTA 会費の徴収は県のシステムを使用している。

◇学校徴収金会計について

「岐阜県立〇〇学校学校徴収金事務取扱要領（案）」によれば、以下の事項について校長、教頭、教員、職員（事務部長等）に対して、以下の事務処理を求めている。

- ◆ 学校徴収金について、校長は適正に処理を行い、会計処理の経過及び結果について保護者に報告する責任を負う。
- ◆ 校長は学校徴収金の取扱い全般について責任を負う。
- ◆ 事務部長等、及び教頭は学校徴収金の適正な経理、運営に関して校長を補佐する。
- ◆ 校長は、「学校徴収金運営委員会」、「学校徴収金契約審査会」を設け、教職員を構成員に含める必要がある。
- ◆ ①契約事務、②資金前渡及び立替事務、③支払事務は公費に準じた処理を行う必要がある。
- ◆ 預貯金口座の印鑑は事務部長等が保管、通帳は教職員が保管する責任がある。

また、会計事務をはじめとする諸事務は学校において行われ、学校徴収金の徴収は県の

システムを使用している。

以上、私費については、教育財務課が主体となって、その取扱いの適正化を進めている。当該私費は公費ではないものの、学校運営にとって欠かせない経費であり、会計事務をはじめとする諸事務の執行責任は校長及び教職員が負っていることや、金額的重要性やその事務負担量を考慮した場合、私費会計事務を本外部監査の対象範囲に含めることは、本外部監査の目的である地方自治法第二条第十四項及び第十五項の規定の趣旨を決して阻害するものではない。

また、県下統一の公費と私費の明確な使い分け等に関する規定類が無いために、監査の過程で本来公費にて負担すべき経費を私費で負担している事例も散見されたことから私費の一部は準公費としての性格を有するものが観察されたこと、他の包括外部監査対象団体の過去の包括外部監査にても私費を監査対象に含めている事例が観察されたことから、本外部監査の対象とした。

教育委員会及び学校長をはじめとする学校関係者には監査に快くご協力いただいたことに心より感謝の意を表したい。

公費及び私費が効果的かつ効率的に利用されることにより、岐阜県の学校教育のさらなる充実が図られるよう今後期待したい。